

島根県保育士等キャリアアップ研修指定要綱

(目的)

第1 この要綱は、保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修である「保育士等キャリアアップ研修」(以下「研修」という。)について、島根県以外の実施主体が研修を行う際の指定手続を定め、もって研修の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この告示で使用する用語は、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付、雇児保発第0401第1号)で使用する用語の例による。

(研修実施機関に関する要件)

第3 研修実施機関に関する要件は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体であること。
- (2) 事業を適正かつ円滑に実施するために必要な能力及び研修の実施に必要な財政的基盤を有していること。
- (3) 研修事業の経理が他の経理と区分され、事業の収支を明らかにする書類を整備することができること。

(研修内容等に関する要件)

第4 実施する研修の内容等に関する要件は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 研修分野及び対象者

研修分野は、次のアからウに掲げる各分野とし、それぞれの研修の対象者は同欄に掲げるとおりとする。

ア 専門分野別研修(①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援)

保育所等において、それぞれの専門分野に関してリーダー的な役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

イ マネジメント研修

アの分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

ウ 保育実践研修

保育所等の保育現場における実習経験の少ない者(保育士試験合格者等)又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者(潜在保育士等)

(2) 研修内容

研修内容は、別添1「分野別リーダー研修の内容」のとおりとし、「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たすものであること。

(3) 研修時間

研修時間は、1分野につき15時間以上とすること。

(4) 研修実施場所

研修を実施する場所については島根県内とする。

(5) 講師

研修の講師は、指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有するものあること。

(6) 実施方法

研修の実施にあたっては、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑、かつ、主体的に受講者が知識や技能を修得できるよう、工夫すること。

(研修修了の評価に関する事項)

第5 研修修了の評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、次に掲げる方法により行うこと。

(1) 15時間以上の研修を全て受講していることを確認すること。

(2) 研修の受講後にレポートを提出させるなど、各受講者の研修内容に関する知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認すること。

なお、受講者が提出するレポートには、研修で学んだことや理解したこと、自らが担うこととなる保育内容と関連付け、今後、役に立つこと等を記載することを想定しており、レポート自体に理解度の評価(判定)を行って、修了の可否を決定することまでは想定していない。

(3) 研修の受講において、研修実施機関の指示に従わないなど、受講者の態度が不適切な者や研修内容の理解を著しく欠いている者等については、研修実施機関の判断により修了の評価を行わないことができる。

(研修修了の情報管理)

第6 研修修了の情報管理については、次に掲げる方法により行うこと。

(1) 修了証の交付

研修実施機関は、研修修了者に対し、様式第1号による修了証を交付すること。

(2) 修了証番号

修了証に記載する修了証番号については、別紙2に定める方法により記載すること。

(3) 修了証の効力

修了証については、島根県以外の都道府県においても効力を有するものとする。

(4) 研修修了者の情報管理

ア 研修修了者名簿の作成

研修実施機関は、受講希望者からの申し込みの際、①保育士登録番号(受講希望者が保育士の場合に限る。)、②氏名・生年月日・住所、③勤務先施設の名称・所在市町村名(現に保育所等に勤務している者に限る。)を把握することとし、研修修了後には、①から③までの情報に加え、④修了した研修分野、⑤修了証番号、⑥修了年月日を記載した研修修了者名簿を作成すること。

イ アにより作成した研修修了者名簿については、研修終了後2か月以内に島根県に提出すること。

ウ 情報の取扱い

研修修了者が受講した研修が実施された会場の所在する都道府県以外の都道府県で勤務する場合、都道府県間で研修修了者の情報を共有することにより、当該情報の確認が円滑となることから、研修実施機関は、他の都道府県及び市町村にアで定める①から⑥までの情報を提供することについて、受講の申し込み時において、本人から同意を得ること。

(5) 修了証の再交付

研修実施機関は、研修修了者の氏名の変更や修了証の紛失等の申し出があった際は、修了証の再発行を行うものとする。

(6) 修了の取消し

研修実施機関は、研修終了者が虚偽又は不正の事実に基づいて修了証の交付を受けた場合等においては、研修の修了を取り消すことができる。

研修の修了を取り消した場合、当該取消しの情報について2か月以内に島根県に報告すること。

(申請)

第7 研修の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、島根県知事に対して、研修予定実施日の2か月前までに様式第2号による申請書を提出すること。

(指定)

第8 島根県知事は、申請内容が本要綱第3及び第4に定める要件を満たすとともに、申請者が第5及び第6の事項を適切に実施できるものと認める場合、様式第3号による指定通知書により、指定を行う。

2 前項に基づく指定は、指定を行った年度のみ効力を有する。ただし、研修実施機関が指定を受けた研修を翌年度も、様式第4号による指定内容更新届出書を提出することにより、当該研修に対する指定は、引き続き効力を有するものとする。なお、当該届出書に記載された研修が本要綱の第3及び第4に定める要件並びに第5及び第6に定める内容を満たしていない場合、当該届出書は無効とし、指定の効力はなくなるものとする。

(指定の取消し)

第9 知事は、研修実施機関及び研修実施機関の実施する研修が本要綱の第3及び第4に定める要件並びに第5及び第6に定める内容を満たしていないと認められる場合、研修の指定を取り消すことができるものとする。

(公表)

第10 知事は、指定した研修の内容を島根県ホームページにおいて公表するものとする。

(その他)

第11 この要綱に定めることのほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 30 年 2 月 27 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 3 月 19 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別紙 1 (分野別リーダー研修の内容)

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容(例)
<p>乳児保育 (主に0歳から3歳未満児向けの保育内容)</p>	<p>・ 乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</p>	<p>○乳児保育の意義</p> <p>○乳児保育の環境</p> <p>○乳児への適切な関わり</p> <p>○乳児の発達に応じた保育内容</p> <p>○乳児保育の指導計画、記録及び評価</p>	<p>・ 乳児保育の役割と機能</p> <p>・ 乳児保育の現状と課題</p> <p>・ 乳児保育における安全な環境</p> <p>・ 乳児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境</p> <p>・ 他職種との協働</p> <p>・ 乳児保育における配慮事項</p> <p>・ 乳児保育における保育者の関わり</p> <p>・ 乳児保育における生活習慣の援助や関わり</p> <p>・ 保育所保育指針について</p> <p>・ 乳児の発達と保育内容</p> <p>・ 1歳以上3歳未満児の発達と保育内容</p> <p>・ 全体的な計画に基づく指導計画の作成</p> <p>・ 観察を通しての記録及び評価</p> <p>・ 評価の理解及び取組</p>
<p>幼児教育 (主に3歳以上児向けの保育内容)</p>	<p>・ 幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</p>	<p>○幼児教育の意義</p> <p>○幼児教育の環境</p> <p>○幼児の発達に応じた保育内容</p> <p>○幼児教育の指導計画、記録及び評価</p> <p>○小学校との接続</p>	<p>・ 幼児教育の役割と機能</p> <p>・ 幼児教育の現状と課題</p> <p>・ 幼児教育と児童福祉の関連性</p> <p>・ 幼児期にふさわしい生活</p> <p>・ 遊びを通しての総合的な指導</p> <p>・ 一人一人の発達の特性に応じた指導</p> <p>・ 他職種との協働</p> <p>・ 保育所保育指針について</p> <p>・ 資質と能力を育むための保育内容</p> <p>・ 個々の子どもの発達の状況に応じた幼児教育</p> <p>・ 全体的な計画に基づく指導計画の作成</p> <p>・ 観察を通しての記録及び評価</p> <p>・ 評価の理解及び取組</p> <p>・ 小学校教育との接続</p> <p>・ アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムの理解</p> <p>・ 保育所児童保育要録</p>
<p>障害児保育</p>	<p>・ 障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士等に障害児保育に関する適切な助言及び</p>	<p>○障害の理解</p> <p>○障害児保育の環境</p>	<p>・ 障害のある子どもの理解</p> <p>・ 医療的ケア児の理解</p> <p>・ 合理的配慮に関する理解</p> <p>・ 障害児保育に関する現状と課題</p> <p>・ 障害児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境</p> <p>・ 障害のある子どもと保育者との関わり</p> <p>・ 障害のある子どもと他の子どもとの関わり</p> <p>・ 他職種との協働</p>

	<p>指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</p>	<p>○障害児の発達の援助</p> <p>○家庭及び関係機関との連携</p> <p>○障害児保育の指導計画、記録及び評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもの発達と援助 ・保護者や家族に対する理解と支援 ・地域の専門機関等との連携及び個別の支援計画の作成 ・小学校等との連携 ・全体的な計画に基づく指導計画の作成と観察・記録 ・個別指導計画作成の留意点 ・障害児保育の評価
食育・アレルギー対応	<ul style="list-style-type: none"> ・食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。 ・アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。 ・他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<p>○栄養に関する基礎知識</p> <p>○食育計画の作成と活用</p> <p>○アレルギー疾患の理解</p> <p>○児童福祉施設等における食事の提供ガイド</p> <p>○保育所におけるアレルギー対応ガイドライン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養の基本的概念と栄養素の種類と機能 ・食事摂取基準と献立作成・調理の基本 ・衛生管理の理解と対応 ・食育の理解と計画及び評価 ・食育のための環境(他職種との協働等) ・食生活指導及び食を通じた保護者への支援 ・第三次食育推進基本計画 ・アレルギー疾患の理解 ・食物アレルギーのある子どもへの対応 ・児童福祉施設等における食事の提供ガイドの理解 ・食事の提供における質の向上 ・保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの理解 ・アナキアフィシーショック(エピペンの使用方法を含む。)の理解と対応
保健衛生・安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。 ・安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。 ・他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<p>○保健計画の作成と活用</p> <p>○事故防止及び健康管理</p> <p>○保育所における感染症対策ガイドライン</p> <p>○保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン</p> <p>○教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発育・発達の理解と保健計画の作成 ・保健活動の記録と評価 ・個別的な配慮を必要とする子どもへの対応(慢性疾患等) ・事故防止及び健康管理に関する組織的取組 ・体調不良や傷害が発生した場合の対応 ・救急処置及び救急蘇生法の習得 ・災害への備えと危機管理 ・他職種との協働 ・保育所における感染症対策ガイドラインの理解 ・保育所における感染症の対策と登園時の対応 ・保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドラインの理解 ・保育所における血液を介して感染する感染症の対策と対応 ・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインの理解 ・安全な環境づくりと安全の確認方法

<p>保護者支援・子育て支援</p>	<p>・ 保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</p>	<p>○保護者支援・子育て支援の意義</p> <p>○保護者に対する相談援助</p> <p>○地域における子育て支援</p> <p>○虐待予防</p> <p>○関係機関との連携、地域資源の活用</p>	<p>・ 保護者支援・子育て支援の役割と機能</p> <p>・ 保護者支援・子育て支援の現状と課題</p> <p>・ 保育所の特性を活かした支援</p> <p>・ 保護者の養育力の向上につながる支援</p> <p>・ 保護者に対する相談援助の方法と技術</p> <p>・ 保護者に対する相談援助の計画、記録及び評価</p> <p>・ 社会資源</p> <p>・ 地域の子育て家庭への支援</p> <p>・ 保護者支援における面接技法</p> <p>・ 虐待の予防と対応等</p> <p>・ 虐待の事例分析</p> <p>・ 保護者支援・子育て支援における専門職及び関係機関との連携</p> <p>・ 保護者支援・子育て支援における地域資源の活用</p> <p>・ 「子どもの貧困」に関する対応</p>
<p>マネジメント</p>	<p>・ 主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。</p>	<p>○マネジメントの理解</p> <p>○リーダーシップ</p> <p>○組織目標の設定</p> <p>○人材育成</p> <p>○働きやすい環境づくり</p>	<p>・ 組織マネジメントの理解</p> <p>・ 保育所におけるマネジメントの現状と課題</p> <p>・ 関係法令、制度及び保育指針等についての理解</p> <p>・ 他専門機関との連携・協働</p> <p>・ 保育所におけるリーダーシップの理解</p> <p>・ 職員への助言・指導</p> <p>・ 他職種との協働</p> <p>・ 組織における課題の抽出及び解決策の検討</p> <p>・ 組織目標の設定と進捗管理</p> <p>・ 職員の資質向上</p> <p>・ 施設内研修の考え方と実践</p> <p>・ 保育実習への対応</p> <p>・ 雇用管理</p> <p>・ ICTの活用</p> <p>・ 職員のメンタルヘルス対策</p>
<p>保育実践</p>	<p>・ 子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。</p>	<p>○保育における環境構成</p> <p>○子どもとの関わり方</p> <p>○身体を使った遊び</p> <p>○言葉・音楽を使った遊び</p> <p>○物を使った遊び</p>	<p>・ 子どもの感性を養うための環境構成と保育の展開</p> <p>・ 子どもの発達に応じた援助方法に関する実践方法</p> <p>・ 身体を使った遊びに関する実践方法</p> <p>・ 言葉・音楽を使った遊びに関する実践方法</p> <p>・ 物を使った遊びに関する実践方法</p>

※ 「具体的な研修内容(例)」については、「内容」欄の研修事項として考えられる具体的な例であり、研修事項に即した内容であれば、これに限定されるものではない。

別紙2（研修修了証採番方法）

修了証に記載する修了証番号については、以下の1～5を記載した12桁の番号とする。

- 1 都道府県番号（2桁）
島根県は「32」とする。

- 2 修了証の発行年（2桁（西暦の下2桁））
修了証の発行年に応じて、西暦の下2桁を記載する。
（例：2017年→「17」）

- 3 研修実施機関番号（2桁）
様式第3号「保育士等キャリアアップ研修指定通知書」の「研修実施機関番号」欄に記載された番号を記載する。

- 4 研修種別番号（1桁）
様式第3号「保育士等キャリアアップ研修指定通知書」の「研修種別番号」欄に記載された番号を記載する。

なお、研修毎の研修種別番号は下表のとおり

研修分野	研修種別番号
乳児保育	1
幼児教育	2
障がい児保育	3
食育・アレルギー対応	4

研修分野	研修種別番号
保健衛生・安全対策	5
保護者支援・子育て支援	6
マネジメント	7
保育実践	8

- 5 番号（5桁）
研修修了者毎に個別の番号とする。

（例）平成29年(2017年)に研修実施機関番号「02」の機関が実施する乳児保育の研修を修了した者の最初の修了書番号

1 都道府県番号		2 発行年		3 実施機関		4 種別	5 番号				
3	2	1	7	0	2	1	0	0	0	0	1